

別表六の二（十七）付表三の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(1)≥8%若しくは(1)≥10%又は(別表六の二(十七)「5」)=0の場合6」は、平成30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(1)≥8%若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(1)≥10%」を消します。

3 「(1)<5%又は(1)<10%の場合8」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には「(1)<5%又は」を消し、その他の場合には「又は(1)<10%」を消します。

4 「個別税額控除相当額9」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(6)、(7)又は(8)」とあるのは、「(6)又は(8)」として記載します。

5 「個別税額控除相当額18」は、当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和2年改正法附則第96条第2項（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象連結事業年度をいいます。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消します。